

# 「南丹市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の概要と策定について

## 1. 策定の趣旨

南丹市においては、平成30年3月に「南丹市障害者計画」、令和3年3月には「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち南丹市」として、様々な障害者施策を推進してきました。

これらの「南丹市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が、令和5年度に計画期間が満了となることから、「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

## 2. 「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める

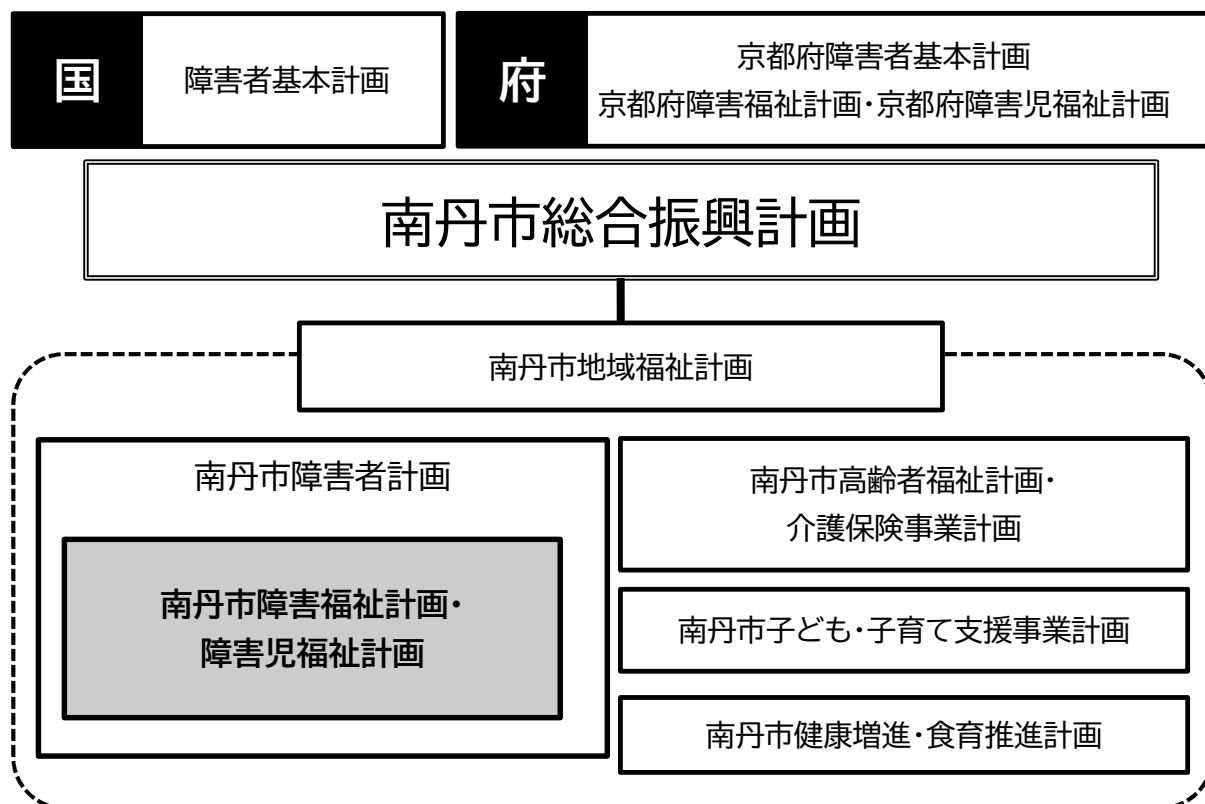
障害者基本計画

障害福祉計画  
障害児福祉計画

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」及び京都府の「京都府障害者基本計画」「京都府障害福祉計画・京都府障害児福祉計画」をふまえ策定します。

また、本市の上位計画である「南丹市総合振興計画」及び他の福祉計画との整合を図っていきます。



### 4. 計画の計画期間

令和6年度に向けて策定する計画の計画期間は、令和6年度から8年度の3年間とします。

なお、制度変更等により、計画の前提に大きな影響を与える変化が生じた場合などは、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行います。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
南丹市障害者計画						南丹市障害者計画		
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			

## 5. 今後のスケジュール（予定）

	令和4年度						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎調査	→						
業者契約							
関連資料・データ収集							
調査票の設計							
アンケート調査の実施・分析							
基礎調査結果とりまとめ							報告
課題の把握							→
自立支援協議会			●				●

	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課題の把握	→											
計画書策定	→											
庁内関係課ヒアリング												
障害福祉サービスの見込み量推計												
計画骨子案の作成・内容協議						報告						
計画素案の作成・内容協議								報告				
パブリックコメント										→		
計画全体案としての最終調整・納品											→ 納品	
自立支援協議会						●			●			●